

役務一第4号様式 契約書

印 紙  
貼 付

(案)

契 約 書

役務の名称 令和4年度篠路駅東口土地区画整理事業建物調査等業務その3

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、  
(以下「受託者」という。)は、  
次のとおり契約を締結する。

1 契約金額	金	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
2 履行期間	契約締結日から	
	令和5年3月8日まで	
3 契約保証金	「免除」又は「金	円」
4 その他の事項	別紙条項のとおり	

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年 月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

- 2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日

数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
  - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
    - (1) 役務が履行不能であるとき。
    - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができ

きないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
  - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
  - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
  - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該

完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を

負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(個人情報の保護)

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(その他)

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

## 個人情報取扱注意事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 仕様書

### 業務名

令和4年度篠路駅東口土地区画整理事業建物調査等業務その3

札幌市都市局市街地整備部区画整理事業課

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和4年度篠路駅東口土地区画整理事業建物調査等業務その3

### 2 業務目的

篠路駅東口土地区画整理事業における道路拡幅等に伴い、移転等が必要な建物等の調査、補償額の算定を行う。

### 3 業務内容等

#### (1) 業務内容等

建物等の調査及び工事費の積算内訳書等を作成する。

業務にあたっては、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」に基づき実施する。

業務価格の構成は、「用地調査等積算基準書」（国土交通省）による。

業務価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価＋一般管理費等

#### (2) 調査対象建物

##### ア 建物の所在

札幌市北区篠路3条7丁目、4条7丁目

##### イ 調査の実施範囲

別紙「位置図」、「建築等調査対象一覧」のとおり。

(3) 調査等項目 (調査対象の詳細は、別紙「建築等調査対象一覧」による)

- ア 建築物の調査及び算定、再算定、曳家工法による調査及び算定
- イ 建物付帯電気設備及び建物付帯機械設備、エレベーター、機械設備の調査及び算定
- ウ 附帯工作物の調査及び算定

(4) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるほか、下記の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

- ア 業務着手届（着手後速やかに）
- イ 主任設計者指定届（着手後速やかに）
- ウ 業務完了届

※市担当職員の指示により、中間報告（調査結果から作成した図面等、積算内訳書等）を主任設計者立会により行うこと。

なお、曳家及び再算定に関する積算書等は、令和5年1月31日までに報告実施。

(5) 特記事項

- ア 見積書は、各権利者別とする。
- イ 主任設計者は、建築士法第2条に規定する一級建築士とする。
- ウ 成果品は、別紙「建物調査等成果品（提出書類）」による。  
詳細は、市担当職員と協議すること。
- エ 現地において対象物件等の実測及び聞き取り調査を行い、野帳の作成整理、調査書の作成を行う。なお、必要に応じて出入口等の建具調整等を行うこと。
- オ 現地調査及び市担当職員との協議に基づき次に掲げる図書の作成を行う。  
建築図（必要に応じて設備図）  
配置図、仕上表、面積表、平面図、各伏図（必要に応じて小屋伏図）、立面図、断面図、工事工程表、建具表、他（市担当職員と協議すること）
- カ 積算に必要となる意匠図・設備図・構造図の作図及び構造計算書を作成すること。  
(構内再築の参考図として、関連移転の附属棟等除却後における仮換地図を基に再築等後の自動車配置等検討し、配置図他を作図すること。)

キ 積算内訳書の作成

建築内訳書の作成は、札幌市が提供する「建築物等補償費算定書」に準拠すること。

(附帯電気設備、附帯機械設備、附帯工作物、機械設備含む)

なお、「用対連基準」の「統計数量表」が使用できない場合は、数量を実拾いすること。

ク 貸与品等

建築物等補償費算定書、現況図等、算定要領、積算調書（様式）等  
再積算を行う建築物等の図面等

(ただし、現地調査後に一部図面修正等を行うこと)

ケ 連絡調整

市担当職員との連絡を密にし、業務の各段階で作業内容等の進捗状況を報告し、  
業務内容に疑義のある場合は、速やかに市担当職員と協議のこと。

4 業務履行期間

契約日から令和5年3月8日まで。

5 調査日程等

各建物等の所有者及び借家人等と札幌市が調整し指定する日

6 負担区分

本業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は全て受託者の負担とする。

7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、  
個人情報保護に努めること。

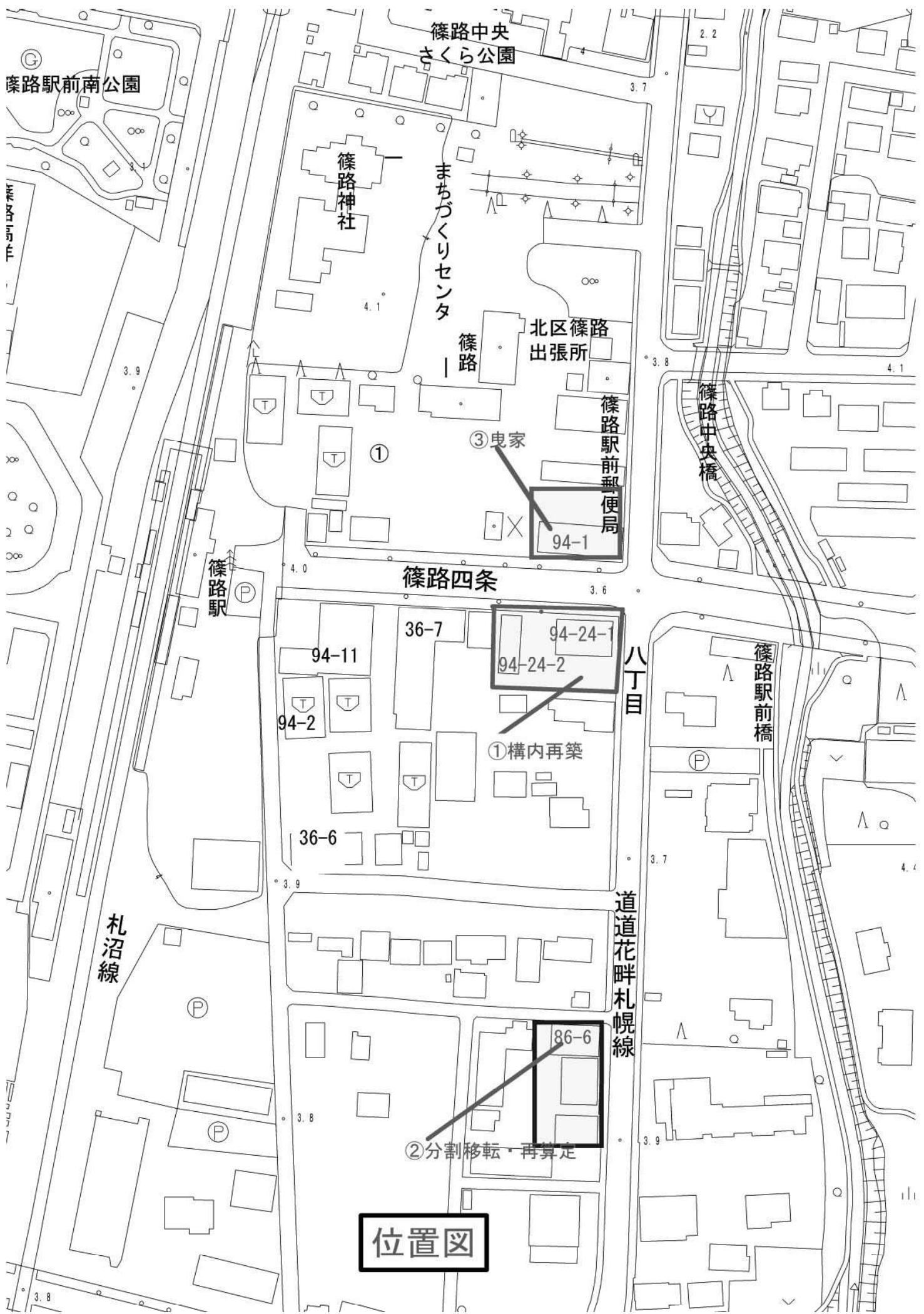
8 受託者は、業務上知りえた情報及び資料等は外部に漏洩しないこと。

9 新型コロナ対策について

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（国土交通省）」を  
踏まえた対策を講じること。

建築等調査対象一覧(札幌市北区篠路3条7丁目,4条7丁目 所在:位置図による)、附帯工作物等有無は、該当に○印

位置図の範囲 家屋番号	内 訃					備考(移転工法)
	構造・主用途	概算延床面積(m <sup>2</sup> )	概算建築面積(m <sup>2</sup> )	建物(附帯設備込)、附帯工作物	機械設備	
① 94-24-1 鉄骨造3階建・新聞販売店		560	225	○	○	・構内再建工法(仮換地に配置) 権利者別に内訳書等分けること。
94-24-2 鉄骨造平屋建・倉庫及び車庫等	100	100	○			既存図面(建築確認申請図書)は、提示する。
						仮換地による建築敷地で配置図等作図すること。
						建築敷地面積 約1,000m <sup>2</sup> 程度
② 86-6 木造2階建・店舗・共同住宅	304	152	○			・構内再建工法による再算定(単価入替等)を行うこと。 外構における給排水等の調査・積算含む
						建物図面等は、提示する。(一部図面修正を行うこと)
						仮換地による建築敷地で配置図等作図すること。
						建築敷地面積 約1,000m <sup>2</sup> 程度
③ 94-1 木造2階建店舗・共同住宅	500	250	○			・曳家工法による算定に関する調査・積算を行うこと。 外構における給排水等の調査・積算含む
						建築敷地面積 約500m <sup>2</sup> 程度
						仮換地による建築敷地で調査・算定すること。



建物調査等成果品(提出書類)

電子データを報告・提出時等の場合は、ウイルスチェック等行うこと。

提出書類※1	摘要※2	図面内容		部数
図面	○ 写し	A-3版（算定書類綴りに添付）		1
	○ 製本	A-3又はA-2版を二つ折りとする		2
内訳書	○			1
意見書	○			1
石綿調査表	○		A-4版をファイル綴りとする	1
工事工程表	○			1
特殊設備 フローチャート	○		設備の流れ及び各器具の機能がわかるように作成する	0
数量計算書	○		A-4版をファイル綴りとする	1
構造計算書	○		A-4版をファイル綴りとする	1
写真台帳	○ データ	記憶媒体(CD等)とする		1
	○ 写真	サービス版としてアルバムに収納する(A-4版)		1
		建築物の内外部、各収まり部分、作りつけ部等が理解できるように撮影すること		
		設備機器類は、形状などが容易に理解できるように撮影すること		
		写真アルバムには、撮影個所、機器名、撮影方向などの説明を記入すること		
打合せ記録簿	○			1
建物等調査表	○		A-4版をファイル綴りとする	1
野帳	○		ファイル綴りとし、用紙のサイズはA-4版とすること	1

※1 書式(様式)は、「北海道用地対策連絡協議会」に準拠し提出のこと。

※2 OA機器により作図、積算等をした場合は記憶媒体(CD等)で提出のこと。

※3 該当に○

※4 作図等のCADレイヤー等、ファイル形式は、協議し、その結果による様式を提出すること。

※5 成果品一式をPDFに変換し、記憶媒体(CD等)で提出のこと。